

2007年4月10日

報道関係各位

東京急行電鉄株式会社

アスベスト含有部品の使用について

東京急行電鉄（本社：東京都渋谷区、社長：越村敏昭）では、2006年9月1日の労働安全衛生法施行令改正により、同日以降、新たな製造・使用が禁止されている、アスベストの含有率が0.1%を超える部品を、鉄道車両に使用していたことが判明しましたので、下記のご報告いたします。

なお、当該部品はシート状に固形化されているため飛散する恐れはなく、環境・人体への影響はありません。

記

1. 2006年9月1日以降に使用したアスベスト含有部品

電動空気圧縮機用パッキン 9枚
使用車両：5000系5編成

台車用パッキン
軸箱接地装置用パッキン 112枚
軸箱速度計発電機用パッキン 12枚
使用車両：5000系4編成

2. 経緯

上記のうち1編成は当社元住吉検車区（神奈川県川崎市）で、メーカーから購入した部品を当社が取り付けたものです。また上記の残りの編成と上記については、メーカーから購入した新造車両の部品の一部にアスベストが含まれていました。

いずれも、メーカーに対しアスベストを含有していないことを確認した上で、購入したものです。その後、メーカーからアスベストが含有されているとの報告があったものです。

3. 対策

該当部品については、2007年3月31日までに適合品への交換を完了しました。また、法改正以前に使用していた他のアスベスト含有部品についても、順次適合品に交換してまいります。

以上